

# 出雲市社会教育計画 (案)

平成 31 年 (2019) 3 月策定

出雲市

出雲市教育委員会



## はじめに

出雲市教育委員会は、全国に先駆け平成 13 年度（2001）から学校教育に特化した形を取っており、社会教育・生涯学習部門は市長部局に事務を移管しています。以来 20 年近くが経過し、社会情勢が変化してきており、また人々の考え方や生き方、そして子どもたちを取り巻く環境も大きく変わってきています。そのような中、社会教育行政における「地域づくりを担う人づくり」は、最も重要な目的として礎（いしずえ）となるべきものです。

しかし、本市には複雑かつ多岐にわたってきた社会教育・生涯学習事業を、取りまとめたり、方向性を定めたりするものが、これまでありませんでした。

一方、国の中央教育審議会答申では、「学校を核とした地域づくりの推進」などが掲げられ、学校だけで子どもたちを育てていくことが困難な中、社会教育の重要性が再認識され、社会教育を積極的に推進することがますます求められてきています。また、コミュニティの活力低下や人間関係の希薄化などの地域課題を考えると、地域の人材育成や次代を担う後継者づくりが必要です。そのためには、出雲市の社会教育を推進するための方針を定めていくことが重要であると考え、本計画を策定することとしました。

今後は、本計画を着実に実施するとともに、実施した成果と課題について検証を逐次行い、事業改善を行いながらよりよい出雲市の社会教育を推進し、「人づくり」があらゆる地域にわたっていくよう尽力してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた出雲市社会教育計画策定委員会委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成 31 年（2019） 3 月

# 目 次

## はじめに

I	社会教育とは何か	1
1	社会教育の定義	
2	これからの社会教育	
3	社会教育と生涯学習の概念図	
II	計画の基本的な考え方	2
1	現 状	
2	計画策定の進め方	
3	具体的な課題	
4	本計画の位置づけ	
III	計画の推進期間	3
IV	出雲市社会教育計画体系図	4
V	計画の目的・基本理念・目標・基本方針	7
1	目 的	
2	基本理念	
3	目 標	
4	基本方針	
VI	計画の施策の柱と施策	12
VII	評価の方法と今後の展開	13
1	評価・検証方法	
2	今後の展開	
	個別事業シート	15
資 料		35
	・ 計画策定の経緯	
	・ 平成 29 年度（2017）出雲市生涯学習委員名簿	
	・ 出雲市社会教育計画策定委員会委員名簿	
	・ 出雲市社会教育計画策定委員会設置要綱	

# I 社会教育とは何か

## 1 社会教育の定義

社会教育とは、教育基本法第 12 条で「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」とされており、社会教育法第 2 条で「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義されている。

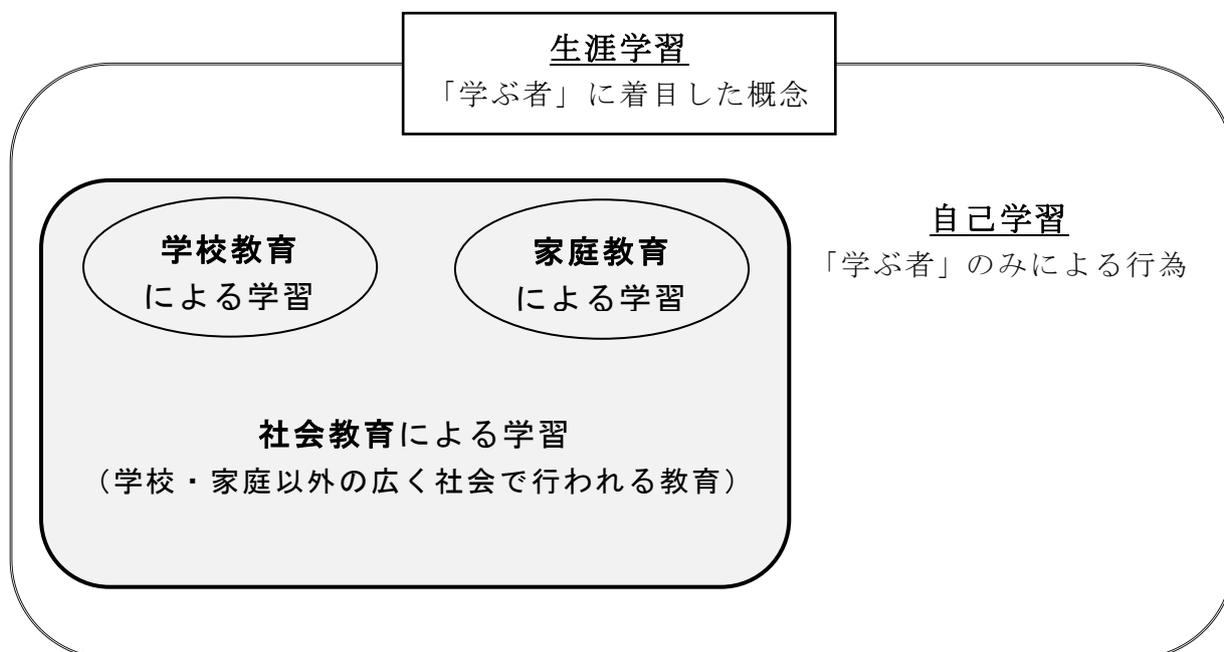
一般的には、学校教育を除いた包括的な教育概念と理解され、人々の生活の向上や職業能力の獲得と開発、個人の学習要求の実現や能力開発、さらに地域社会の形成や発展に貢献することなどを目的として実施される教育活動を指す。

## 2 これからの社会教育

平成 18 年（2006）の教育基本法の改正により、教育基本法第 13 条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が新たに規定され、それを受けた平成 20 年（2008）の社会教育法の改正においても、社会教育法第 3 条において、「学校教育と連携することや家庭教育の向上に資するよう配慮すること」が規定されたことから、学校教育と社会教育の連携・協働を進めることが重視されている。

さらに、新学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」<sup>※1</sup>のためには、「学校を核とした地域づくり」や「地域とともにある学校づくり」の進展が不可欠であり、そのためにも、社会教育と学校教育の連携・協働を推進していく必要がある。

## 3 社会教育と生涯学習の概念図



<文部科学省：「生涯学習・社会教育に関する基礎資料」から>

※1 学校と地域が目標を共有し、その達成のために地域を生かし、地域と共に創る教育を展開すること

## Ⅱ 計画の基本的な考え方

### 1 現 状

出雲市は、市町村合併<sup>※2</sup>前の旧出雲市において平成 13 年度（2001）から社会教育・生涯学習部門を市長部局に補助執行<sup>※3</sup>しており、教育委員会は学校教育に特化した形態を、平成 30 年度（2018）現在まで行っている。理由は、学級崩壊・不登校・いじめなどの問題が噴出し、学校教育の課題解決に注力しなければならない事態となっていたことと、社会教育・生涯学習部門を、市民のニーズに応じて迅速的・重点的に対応させるためであった。

補助執行された各事業は、市役所各課やコミュニティセンターなどの地域において積極的に事業展開が行われている。しかし、出雲市の社会教育の方針が定められていないために、事業と事業の連携が図られていないものが一部見られ、また学校教育と社会教育の連携・協働についても、地域によって温度差が生じている。

平成 27 年（2015）12 月に示された中央教育審議会答申においても、「地域全体で子どもたちの成長を支えるための仕組みづくり」を行うことが求められており、新学習指導要領で掲げられた「学校を核とした地域づくりの推進」や「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、学校教育と社会教育が連携・協働した教育を進めていく必要がある。

上記の理由を踏まえ、平成 29 年（2017）4 月、教育委員会教育政策課に社会教育係を設けるとともに、島根県教育委員会から社会教育主事 2 名の派遣を受け、今後の出雲市の教育の発展のために『出雲市社会教育計画』の策定を行うことにした。

### 2 計画策定の進め方

出雲市教育委員会（定例会）や出雲市生涯学習委員会議での意見交換等を踏まえ、「社会教育計画」を策定するために、市補助執行関係課（市民活動支援課・自治振興課・保育幼稚園課・文化スポーツ課・文化財課・出雲中央図書館・人権同和政策課）へのヒアリングと、地域の社会教育事業を展開しているコミュニティセンター全 43 か所へのヒアリングを実施した。

コミュニティセンターは、旧出雲市において平成 14 年度（2002）に公民館から名称変更して設置され、市町村合併とともに全市へ拡大した。コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例では、コミュニティセンターは「社会教育法に定める公民館機能の一層の拡充強化を図るとともに生涯学習、文化及びスポーツ・レクリエーション活動並びに青少年育成、男女共同参画、人権、福祉、環境保護活動及び自治会活動支援など地域の総合的な市民活動の拠点として、また、市政全般の情報収集・提供などの機能を有する施設」と規定されている。総合的な地域活動の拠点として位置づけられているが、地域の社会教育を担っており、人づくりのための拠点でもある。

ヒアリングは、コミュニティセンターを所管している自治振興課と生涯学習部門を所管している市民活動支援課とともに行った。

これらの収集した情報をもとに課題を整理するとともに、その解決策等について、市民代表の有識者等からなる委員会を設置し、議論した<sup>※4</sup>。計画策定の方法としては、将来の出雲のまちを思い浮かべ、まちがどうなっていけば幸せなのか、魅力的なのかを、ワークショップ等の手法を用いて、議論・検討していくこととし、「出雲市で行われる『社会教育』の基本理念」、そして「目標（ひとづくりの視点）」、さらに「基本方針」という、カテゴリ

イズの上位から下位に向かって、徐々に具体に向けて導き出すことで、より実効性のある計画の策定を図った。

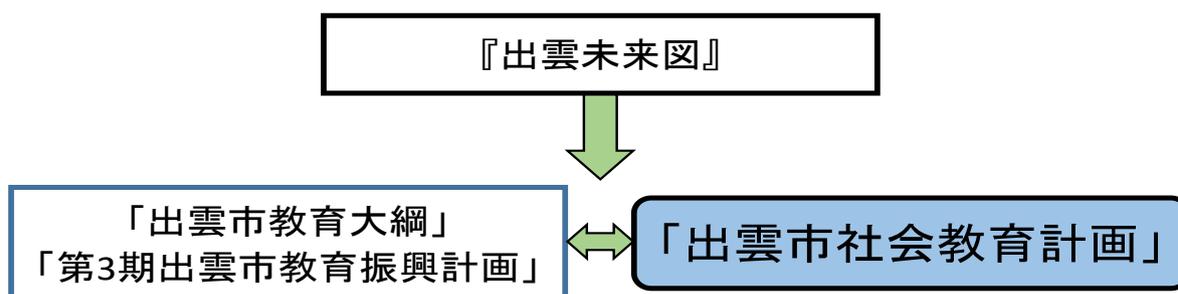
### 3 具体的な課題

本計画を策定していく協議の中で明らかになった課題は、次のとおりである。

- ① 「地域づくりを担う人づくり」の推進
- ② 目的を明確にした事業の展開
- ③ 組織や地域を越えた連携・協働

### 4 本計画の位置づけ

本計画は、出雲市の最上位計画である「出雲市総合振興計画 新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」（以下、『出雲未来図』という）を基に、平成 28 年（2016）9 月に策定した「出雲市教育大綱」と、「教育大綱」を踏まえた「第 3 期出雲市教育振興計画」（平成 29 年（2017）3 月）との整合を図りながら位置づける。ただし、「第 3 期出雲市教育振興計画」は学校教育に特化しているため、次回改訂予定である平成 33 年度（2021）において、本計画をしっかりと取り込んで整えることとしている。



## Ⅲ 計画の推進期間

本計画の推進期間は、平成 31 年度（2019）から平成 35 年度（2023）までの 5 年間とする。また補助執行している事業は、『出雲未来図』によって指標を定めているため、平成 33 年度（2021）までの期間とする。

なお、『出雲未来図』や『出雲市教育振興計画』は、平成 33 年度（2021）までの計画期間となっていることから、本計画に含まれる事業等について変更、修正がある場合は、同じ平成 33 年度（2021）に見直しを行うものとする。

※<sup>2</sup> 平成 17 年（2005）3 月に出雲市・平田市・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町が合併し、平成 23 年（2011）10 月に斐川町と合併し、現在の出雲市が誕生した。

※<sup>3</sup> 地方自治法第 180 条の 7 の規定により、本来教育委員会の権限に属する事務の一部を首長と協議して首長部局の職員に執行させること。出雲市では、青少年教育、公民館事業その他社会教育に関すること、幼稚園に関すること、スポーツに関すること、文化財の保護に関すること、図書館に関することを補助執行している。

※<sup>4</sup> 当初は、既存の組織である出雲市生涯学習委員会議の場において、その後出雲市社会教育計画策定委員会を立ち上げ、議論した。



## V 計画の目的・基本理念・目標・基本方針

本計画では、目的・基本理念・目標・基本方針を次のように考える。

### 1 目的

教育の目的は教育基本法の第1条に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的で国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」として記されている。

このことから、教育は人格の完成すなわち、人づくりを目的に行われる行為であるといえる。そこで、出雲市社会教育計画では、社会教育の目的を「地域づくりを担う人づくり」として定め、『出雲未来図』より『「げんき やさしさ しあわせあふれる 縁結びのまち 出雲」を創り出す人づくり』を計画の目的とする。

### 2 基本理念

社会が大きく変化する中、社会教育の役割も大きく変化してきており、平成18年の教育基本法の改定、その後の中央教育審議会の答申等により、社会教育行政が目指すべき方向性とその具体的な方策が提言され続けてきている。

それらを受けて、本市でも、「学びの循環の推進」「市民だれもが主役」「ネットワーク型社会の推進」の3つの柱を社会教育の基本理念として社会教育計画を策定し、出雲市の社会教育をより一層推進していく。

#### (1)「学びの循環の推進」

市民一人一人が学び、人との関わりやつながりによって互いに高まりあい、さらには学びが地域に広がり、地域を変える力につながることを

住民の学習成果を生かす「学びの循環」とは、自らの社会教育・生涯学習活動で培った能力や知識・経験を活用して、住民がボランティア活動、地域活動等に取り組み、その活動を通してさらに学びを深めたり、新たな学習活動に進んだりすることである。

また、地域の課題解決のため、住民が「つどい・学び・動く」なかで、今まで培ってきたそれぞれの学びが有効に活用され、その学びが地域に広がっていき、地域を変えていく力となる。住民は地域の中で学び合うことによって育ち、地域は住民によって育てられる。新たな地域課題が生まれても、住民が当事者意識をもって進んで解決していこうとする、活力ある地域となるような学びの好循環が生まれることを目指す。

#### (2)「市民だれもが主役」

市民が集い語り合うことによって、社会への関心を高め、誰もが主役となって活躍すること

住民が主体的に地域に参画する「市民だれもが主役」とは、市民一人一人が社会を形成する一員としての当事者意識を持つことである。そのためには、市民が地域の課題を自らのものとしてとらえて、「地域が自分のために何をしてくれるか」という受け身ではなく、

「自分が地域のために何ができるのか」という意識になっていくことが求められる。このような当事者意識を持った市民がつどい、語り合うことで、地域を変えようとする力や地域を発展させようとする力が生まれる。本市では社会教育を推進していくために、地域社会を住民自らが作り上げていくことを目指す。

### (3)「ネットワーク型社会の推進」

市民一人一人がそれぞれの役割を生かし、連携・協働しあう社会を構築すること

住民がつながりあい、連携・協働する「ネットワーク型社会の推進」とは、少子高齢化・人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化など、社会が急激に変化する中、住民一人一人が、互いに補完し高め合いながら、「共に社会を創っていく」という意識を持ち、「連携・協働」の取組みを推進していくことである。個人間のつながりのみならず、地域や学校、企業、地域団体など様々な主体者がつながりあいながら連携・協働していくことを目指す。

## 3 目 標

本計画では、次の3つの目標を設定した。これらは、本計画の目的を具現化できるように設定している。

- (1)「自己実現を図るため、自分の力を伸ばし、生かそうとする人（自分を大切にする人）」
- (2)「相手を思いやり、助け合い、人と人をつなごうとする人（相手を大切にする人）」
- (3)「ふるさと出雲を愛し、興味を示し、ふるさとのために動こうとする人（出雲を大切にする人）」

目標(1)「自己実現を図るため、自分の力を伸ばし、生かそうとする人（自分を大切にする人）」づくりを達成するために

「自己実現を図るため、自分の力を伸ばし、生かそうとする人（自分を大切にする人）」とは、自己の成長の機会を見つけ、自ら進んで学んでいく人であり、また自分の得意なことを生かし、率先して力を出していく人、自分のスキルを上げそれを周りに伝えていく人である。

このような人づくりを達成するために、本市では行政、地域団体、コミュニティセンター、地域企業などが連携し、様々な学習機会を提供するとともに、芸術文化やスポーツ活動において、一流と呼ばれるものに触れ、自ら実際に体験するなどの活動を充実させることにより、学びたい、芸術文化やスポーツに親しみたいという機運を醸成する。さらには、学んだ成果や経験を生かすボランティア活動も奨励し、学んだことを生かしたいという意欲を持つ人づくりを推進する。

**目標(2)「相手を思いやり、助け合い、人と人をつなごうとする人(相手を大切にする人)」づくりを達成するために**

「相手を思いやり、助け合い、人と人をつなごうとする人(相手を大切にする人)」とは、相手を尊重し、他と調和して共に生き、社会を創り出していく人である。また、社会の一員としての役割を認識し、互いが補完し合いながら協働していく人である。

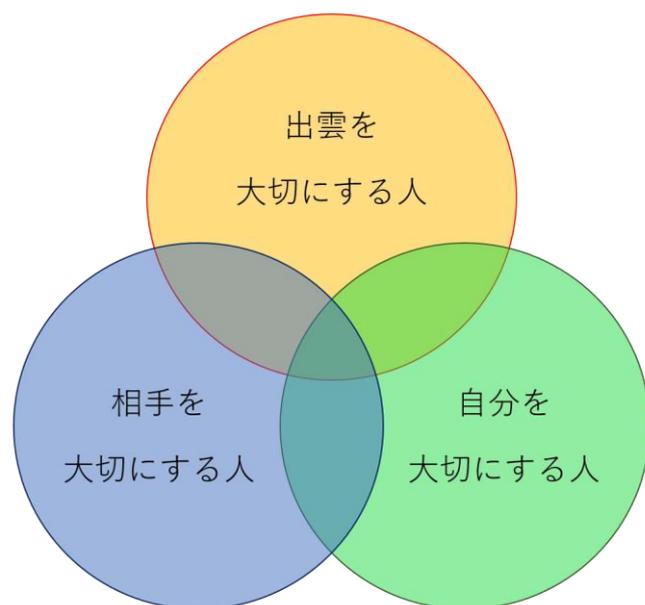
このような人づくりを達成するためには、社会教育を通じた、地域住民間の「つながり」を構築し、お互いに相手を思いやり、助け合い、学び合うことのできるような地域の力を高めていくことが重要である。そのため、地域住民がつながり、交流し、活動できる地域のコミュニティづくりを住民自らが主体的に行っていこうとする人づくりを推進する。

**目標(3)「ふるさと出雲を愛し、興味を示し、ふるさとのために動こうとする人(出雲を大切にする人)」づくりを達成するために**

「ふるさと出雲を愛し、興味を示し、ふるさとのために動こうとする人(出雲を大切にする人)」とは、出雲市の伝統・文化を大切にし、出雲について進んで学び、ひいては出雲を誇りに思う心を持つ人である。また、自ら住みよい地域を創り出すため、当事者意識をもち自ら進んで動いていく人である。

このような人づくりを達成するためには、出雲市の文化や伝統を尊重し、自然を愛し、ふるさと出雲に愛着と誇りを持った心を育てることが重要である。このため、ふるさと出雲の「ひと・もの・こと」を教材として、学校教育ではふるさと教育やキャリア教育の推進を、地域ではコミュニティセンターや地域団体が主催する体験活動を展開し、人間性豊かな人づくりを推進する。また、ふるさと出雲の課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断、行動し、課題を解決しようとする意欲をもった人づくりを推進する。

これら3つの目標は、(図1)のようにどれも同じレベルの重要度であり、どれが上でも下でもない。また、どれかの目標から重点的に推進していくというものでもない。さらに、目標同士が重なりあっている部分もあり、それぞれの目標を達成しようとしたとき、別の目標にも関連してくる場合もある。このため、社会教育の目的である人づくりをするためには、1つでも欠けることなく同じように目標を達成していかなければならない。最終的には(図1)のような、中央の3つが重なった部分にあたる人づくりを推進していくことにより目的が達成できるという考え方である。



(図1) 三つの目標の関係

## 4 基本方針

基本方針とは、3つの目標を達成するための目指す方向であり、そのために具体的に9つの方針を設定した。

### (1)芸術文化等に触れ、感動する豊かな心の育成

本市は、従来から神楽などの伝統文化や合唱や吹奏楽などの音楽活動が盛んであり、たくさんの人々が芸術文化に触れながら生活している。また、豊かな自然の中で行われる体験活動や読書活動の推進も同様に盛んにおこなわれている。このような出雲市の地域特性を生かし、芸術文化にふれたり、体験したりする機会の充実を図ることにより、豊かな心を育み、感動する心を育成することを推進する。

### (2)スポーツに親しみ積極的にスポーツ活動に参加する意欲の醸成

市民一人一人がそれぞれのライフステージに応じて、主体的・継続的にスポーツを楽しむ、いつまでもいきいきと暮らすことができるよう、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。また、一流アスリートが活躍する姿を見たり、専門的な技能を習得したりしながら、スポーツに積極的に取り組もうとする意欲の向上を図る。

### (3)ボランティア意識の醸成と活動の充実

市民一人一人の「自分のできること、得意なことを生かして自分自身を向上させる」という意識を醸成し、自分の持っている経験や技能・知識を生かしたボランティア活動へ参加する意欲を高める。また、ボランティアができる場を提供し、いつでも、だれでもボランティア活動に参加できるようにし、相手の気持ちを思いやり、互いが助け合いながら生活ができる都市を目指す。

### (4)人を思いやる心・互いを認め合う心の育成

市民全体の人権意識を高めていくために、学校や家庭、職場、地域などあらゆる場を通じた人権教育を推進し、人権尊重の意識を醸成することを推進する。また、市内の多様な団体が連携・協力して教育・啓発ができるよう推進体制の整備を行い、地域においても一貫性のある取組を推進するために、学校、コミュニティセンター、家庭などが連携した学びを推進する。

### (5)リーダーやコーディネーター等人材の育成

地域住民が積極的に地域のことに参加するためには、それを仕掛ける人の役割が重要である。そのため、「地域のために自分の得意なことを生かして動く人」「地域を良くしたいという情熱と信念を持った人」を育てていくことが必要である。また、地域活動を推進する地域リーダーにはコーディネート能力<sup>※5</sup>やファシリテート能力<sup>※6</sup>等の様々な能力も必要である。研修等をとおして地域リーダーとしての意識を醸成するとともに、地域リーダーとして必要な能力を育成する。

### (6)家庭・地域・学校が連携・協働し、「子どもを育てることで大人も育つ体制づくり」

地域全体で子どもの学びを支援するなかで、大人も学び、共に地域の未来について考えることは重要である。そのためには子どもの育ちを中心に据え、地域社会にある様々な機関や団体等がつながり、住民自らが教育の当事者として参画しようとする意欲を育

むことが必要である。出雲市の各小中学校には「地域学校運営理事会」、また各幼稚園には「幼稚園運営協議会」が設置され、家庭・地域・学校が連携・協働しながら教育を行っている。今後、連携・協働をより一層充実させ、市民一人一人が教育の当事者として子どもの教育にかかわるとともに、大人も成長できる学びの好循環を生み出すことを推進する。

#### (7)地域づくりに参画する意欲の醸成

地域づくりに参画する意欲を醸成するためには、一人一人が役割を得て、やりがいを感じながら活動できる場を設定することが重要である。そのために、住民が集まって話し合う機会を作り、地域の思いを共有できる「つどい、学ぶ」活動を推進していくことが必要である。コミュニティセンター等において住民が気軽に楽しく参加できる事業を展開できるよう支援を行う。

#### (8)出雲の「ひと・もの・こと」を知り、それを伝えようとする人づくりの推進

「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を充実させることにより、小・中学校では、ふるさと出雲の良さを知り、出雲への愛着と誇りを持った児童生徒の育成を行う。また、幼児期においては、人や自然への感性を豊かにし、身近な人や自然を大切にしようとする気持ちを育み、ふるさとに愛着を持つ子どもを育てる。このことによって「ふるさと出雲」の将来を担う人材を育成することができ、活力のあるまちづくりを推進することができる。

また、出雲市の宝である歴史的資産や文化遺産を保存活用し、博物館などを拠点とした普及・啓発活動を行うとともに、次世代につなぐことにより、後世への確実な継承を図る。

#### (9)よりよい出雲の未来を築くための学びの推進

住民が地域の課題を把握し、地域づくりに参画する意欲を高めていくには、住民の知識や経験を生かし、「自分たちが動けば地域が変わる」「より良い地域にすることができる」という「当事者意識」を醸成する場を設定することが重要である。そのために「つどい、学び、動く」ことができる活動を充実させる。また、コミュニティセンター等で行われる住民主体の事業を推進し、「住民自ら創り上げる地域」となるよう支援をする。



親学プログラムを使った講座

※<sup>5</sup> 物事を調整し、全体をまとめる能力。教育においては人と人、人と情報、人と学習資源を適切に結び付け、まとめることができる能力

※<sup>6</sup> 会議、ミーティングの場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の一致を確認したりすることができる能力

## VI 計画の施策の柱と施策

前章で示した社会教育計画の「基本理念」「目標（ひとつづくりの視点）」「基本方針」を含め、計画全体の体系を先に示した。

「基本方針」に連なる「施策の柱」は、方針に向けて本市で行う必要のある具体的な方向性を示すもので、推進するべき各「施策」のねらいも示している。

「施策」は、上記のねらいに沿って本市が実際に行うべき施策の具体を示しているが、現在行っている施策を基にして19の施策（個別事業シート）を配した。予算に一致しているものもあるが、行うべき施策として系統的に提示しているものも多い。ねらいは異なるもののターゲットや内容がほぼ同じ事業は、「再掲」としている。また、これまで具体的に行われてはこなかったが、本計画上必要不可欠と考えられる事業については、個別事業シートに新規事業（【新規】）として掲げた。

施策を基にした「個別事業シート」には、各施策の「事業の概要」「現状と課題」「主な事業」「行動計画」「計画目標と成果指標」「他部局・他事業との関わり」「事業の専門計画」「評価・検証する場」を設けている。また、新規事業については、「導入の理由」を記している。

「成果指標」は、本計画の推進期間である平成35年度（2023）末での指標を示しているが、補助執行している事業は、『出雲未来図』で示している平成29年度（2017）→平成33年度（2021）末での指標を記している。

各事業で個別に専門的な計画や指針を作成しているものについては、「事業の専門計画」に掲示した。今後、それぞれこの計画・指針に基づき、検証していくことになるが、それを行うところ（委員会等）として「評価・検証する場」に掲げている。



児童が地域の方と海苔摘み



中学生職場体験学習

## Ⅶ 評価の方法と今後の展開

### 1 評価・検証方法

本計画の評価は、「出雲市社会教育計画体系図」に基づいて行う。

本計画では、「地域づくりを担う人づくり」の視点から「目的」を設定し、そこから「目標」「基本方針」「施策の柱」「個別事業シート（成果指標）」というように、抽象的で大きなものから、より具体的で小さなものへと、段階的に示した。

評価については、その逆に「個別事業シート（成果指標）」により達成度を検証し、そこから「施策の柱」「基本方針」「目標」というように具体的なものから抽象的なものへと階層ごとに評価を積み上げていき、最終的に「目標」の達成度を測ることとする（表2参照）。

表1 体系的・戦略的評価システム

目標	基本方針	施策の柱	個別事業シート 成果指標
目的達成のための流れ 			
A	A - 1		
	A - 2		
B	B - 1		
	B - 2		
	B - 3		
C	C - 1		
評価・検証の流れ 			

今回、成果指標の設定にあたって、「事業の具体的な成果」を示しにくいものについては、「活動の実績値」をものさしとしている部分がある。今後、本計画に即して事業を展開し、評価・検証することをとおして、具体的な成果指標を示し、社会教育事業の充実を目指す。

本計画の評価・検証は、今後、出雲市社会教育委員を選任し、その会議において実施する。また、補助執行している内容については、それぞれの専門計画とその検証する委員会等を活用することとする。ただし、設置予定である社会教育委員の会で、補助執行先からの説明を実施したり、意見交換をしたりすることも含めて、本計画全体の評価・検証の機会を設ける。その際、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づいた評価・検証を行うこととし、それを各種事業の推進へとつなげる。

## 2 今後の展開

### (1) 社会教育の充実

本計画の実施をとおして、市内全体の社会教育関係者やコミュニティセンター、市役所の補助執行先等の連携・協働を推進する。また、社会教育に関する研修やフォーラム等を開催することで、社会教育関係者の意欲の向上へつなげる。

さらに、家庭・地域・学校の連携・協働を進めることをとおして、出雲の未来を担う子どもたちを地域全体で育もうとする意識を高めていく。

このように、社会教育をとおした各年代の「人づくり」を推進することで、「地域づくり」や「絆づくり」へつなげ、地域の教育力のみならず、地域力の向上を目指すものとする。

### (2) 教育委員会と市長部局関係課の連携強化

教育委員会と市長部局関係課との連絡・調整を積極的に実施し、教育委員会と市長部局がこれまで以上に連携した社会教育の推進を図ることとする。また、必要に応じて教育委員会は、市長部局関係課に対して、社会教育に係る事業について指導・助言等を行うことで、社会教育の一層の充実を目指す。

### (3) 組織体制の充実・強化および人材の育成

計画の推進にあたっては、市長部局関係課との連携・協働のさらなる充実を図るとともに、計画に沿った各種事業の着実な遂行及び評価・検証を行うため、組織体制の充実・強化を図ることを検討する。

また、より効果的な事業展開を図るため、社会教育主事資格を有する職員を計画的に養成するとともに、現場での実務経験に基づく資質の向上を図ることで、社会教育を推進する人材育成に努める。